

猪名川町ふるさと納税返礼品撮影等業務委託仕様書

1. 業務名称

猪名川町ふるさと納税返礼品撮影等業務

2. 業務の趣旨

令和5年度より、第七次猪名川町行政改革大綱の方針のもと、少子高齢化の進行や住民ニーズの多様化など、本町を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応するべく、徹底した事務事業の効率化、財政健全の維持に向けた取り組みを図っている。

「魅力あるまちづくりの実現に向けた持続可能な行財政運営」を実行するにあたっては、町の貴重な財源であるふるさと納税を推進していくことは極めて重要であり、全国各地の多様な返礼品の中から選択してもらうためには、返礼品の魅力を的確に伝える写真や、効果的なPRが不可欠である。

寄附者に本町の返礼品を選択していただくとともに、ふるさと納税による寄附金の安定的な確保および本町の知名度向上を目的に、ふるさと納税返礼品のPR写真等を制作する。

3. 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）までとする。

4. 業務内容等

制作内容

I ふるさと納税返礼品の撮影等に関する業務

- ① ふるさと納税ポータルサイト掲載等に使用する返礼品の写真撮影を行うこと。
- ② 撮影はデジタル一眼カメラや照明等の撮影機材を十分に活用して行い、専門的な技術により、返礼品の魅力を高める写真の撮影及び加工を行うこと。
- ③ 受託者は、各種ふるさと納税ポータルサイト等を常に研究し、撮影及び加工等の技術向上に努めること。
- ④ 撮影に使用する返礼品は、撮影後に速やかに返礼品提供事業者に返還すること（ただし、調理での使用等により返還できない場合を除く。）。
- ⑤ 編集を行う返礼品およびその画像の選定については町と協議した上で決定すること。
- ⑥ 画像は完成の都度、jpg または jpeg 形式により町が指定する方法で納品すること。
- ⑦ 撮影日程、場所等は町と協議のうえ決定すること。
- ⑧ 肖像権や著作権に係る必要な手続き及びそれに係る費用の支払いは、受注者が行うこと。
- ⑨ 撮影への協力依頼、日程調整等、撮影地との交渉や撮影に必要な手続き、及びそれに係る費用の支払いは、受注者が行うこと。
- ⑩ ふるさと納税ポータルサイト及び町や事業者の SNS 等での配信を行うために、必要な権利処理及びそれに係る費用の支払いは、受注者が行うこと。

II 制作種類、本数等

【制作】

① 編集写真

15 品目以上を取り扱うこと

- (1) 同一商品で容量が異なる場合、1 品目ずつカウントすることを可とする。
- (2) 編集写真はふるさと納税ポータルサイトに掲載している各種商品を紹介するメイン画像を想定したものとする。ただし、編集写真の対象が物品の場合、パッケージや数量などが分かる写真（1 枚以上）も併せて制作すること。

② サイズ等

3. 通常用800×800ピクセル以上

※テキストの割合に制限なし

【使用想定媒体】

ふるさと納税ポータルサイト（さとふる、楽天、ふるなび等、町が掲載しているポータルサイト）、町及び事業者 Instagram などをはじめとする SNS、町ホームページ、デジタルサイネージ等

【校正】

ア 制作状況及び内容確認のため、校正を複数回実施すること。

イ 町の要請に応じて修正できる体制を整えること。

ウ 校正に必要なデータは、町が容易に確認できる形で用意すること。

【納品】

ア 制作した写真は、jpg または jpeg 形式で保存すること。

イ 1枚あたりの写真は、5MBまでとすること。

ウ 記録媒体は DVD-R 等とする。

エ アに加え、編集前の元データについても jpg または jpeg 形式で納品すること。

Ⅲ 納品場所

猪名川町役場企画総務部企画財政課

Ⅳ 納期

令和8年10月30日（金）

5. 留意事項

- ① 本プロポーザルは、受託者を選定するために行うものであり、事業内容は改めて委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。
- ③ 随時スケジュールを共有し、進行管理を徹底すること。
- ④ 委託者の指示に従い、すみやかに必要な対応を行うこと。
- ⑤ 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、町と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。
- ⑥ 受託者は、本業務において知り得た情報を発注者の承諾を得ずに目的外に使用してはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- ⑦ 受託者は、本業務の遂行時は常に中立性を保ち、業務上知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- ⑧ 受託者は、猪名川町個人情報の保護に関する法律施行条例及び諸法令を遵守し、本業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うものとする。
- ⑨ 使用する写真について、肖像権、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。なお、当該画像等を今後、委託者が期間の制限なく無償で使用できるよう、著作権その他知的財産権に関して二次利用可能な権利関係となるよう必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うこと。また、問題が生じた時は、第三者に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- ⑩ 受託者は、業務の完了を確認するための検査を受け、その合格をもって業務完了とする。なお、成果品の納品後であっても、受託者の責任に帰する内容等の不備が発見された場合は、受託者の責任でこれを速やかに修正、その他必要な措置を行うものとする。
- ⑪ 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。